

[標準様式例6-2]

(第1回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和7年5月30日																								
契約業者名	前田道路（株） 北関東支店																								
契約業者の住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-195-1																								
工事の名称	R6 国道4号東埼玉道路（専用部）八潮地区改良舗装その2工事 (第1回変更)																								
工事場所	埼玉県八潮市八條地先・自）埼玉県越谷市増森 至）埼玉県北葛飾郡松伏町田島																								
工事種別	アスファルト舗装工事																								
工事概要 (変更した内容について記述する)	<table> <tr><td>道路土工</td><td>一式</td></tr> <tr><td>地盤改良工</td><td>一式</td></tr> <tr><td>舗装工</td><td>一式</td></tr> <tr><td>破水構造物工</td><td>一式</td></tr> <tr><td>防護柵工</td><td>一式</td></tr> <tr><td>区画線工</td><td>一式</td></tr> <tr><td>道路照明設備工</td><td>一式</td></tr> <tr><td>取付道路工</td><td>一式</td></tr> <tr><td>構造物撤去工</td><td>一式</td></tr> <tr><td>仮設工</td><td>一式</td></tr> <tr><td>標識工</td><td>一式</td></tr> <tr><td>共通仮設費</td><td>一式</td></tr> </table>	道路土工	一式	地盤改良工	一式	舗装工	一式	破水構造物工	一式	防護柵工	一式	区画線工	一式	道路照明設備工	一式	取付道路工	一式	構造物撤去工	一式	仮設工	一式	標識工	一式	共通仮設費	一式
道路土工	一式																								
地盤改良工	一式																								
舗装工	一式																								
破水構造物工	一式																								
防護柵工	一式																								
区画線工	一式																								
道路照明設備工	一式																								
取付道路工	一式																								
構造物撤去工	一式																								
仮設工	一式																								
標識工	一式																								
共通仮設費	一式																								
工期（自）	令和6年7月18日																								
工期（至）	令和7年6月30日																								
契約前の変更金額	¥190,300,000																								
変更金額	増 ¥32,670,000																								
変更後の契約金額	¥222,970,000																								

## 変更理由

1. 道路土工  
現地調査の結果、作業時の交通の影響が少なく、昼間での作業が可能となったため、掘削工、路床盛土工を減工する。  
修正設計の結果、路面の排水に影響があり、横断勾配を変更する必要が生じたため、路体盛土工、法面整形工を増工する。  
監督職員との協議の結果、路床盛土工(ICT)を追加する。
2. 地盤改良工  
現地調査の結果、C B R 値が不足しているため、路床安定処理工を追加する。
3. 補装工  
現地調査の結果、作業時の交通の影響が少なく、昼間での作業が可能となったため、アスファルト舗装工【土工部】を減工する。  
現地調査の結果、桟橋の覆工板が一体化していない、振動により早期にクラックに入る恐れがあるため、アスファルト舗装工【仮橋部】を増工する。  
監督職員との協議の結果、アスファルト舗装工(ICT)【土工部】を追加する。  
現地調査の結果、交通荷重が横矢板に作用していることから、交通荷重に対する影響を少なくする必要が生じたため、段差抑制工を増工する。
4. 排水構造物工  
現地調査の結果、既存のU型側溝を付替える必要が生じたため、作業土工、管渠工、プレキャストカルバート工を増工する。  
現地調査の結果、側溝工を数量精査(減)する。  
近隣住民との協議の結果、取付道路の施工が不要となったため、集水枡・マンホール工を減工する。
5. 防護柵工  
関係機関との協議の結果、車両用防護柵の種別をC種からB種に変更する必要が生じたため、路側防護柵工を増工する。
6. 区画線工  
現地照査の結果、耐久性を考慮し、区画線をペイント式から溶融式に変更する必要が生じたため、区画線工を増工する。
7. 道路照明設備工  
現地調査の結果、現道横断部について、交通への影響を踏まえ、地中配管から架空線に変更する必要が生じたため、配管・配線工を増工する。
8. 取付道路工  
近隣住民との協議の結果、取付道路の施工が不要となったため、取付道路工【耕作地進入路】を減工する。
9. 構造物撤去工  
現地調査の結果、現道横断部について、交通への影響を踏まえ、地中配管から架空線に変更する必要が生じたため、構造物取壊し工、運搬処理工を減工する。  
現地調査の結果、現地条件が変わっていたため、縁石撤去工を増工する。
10. 仮設工  
近隣住民との協議の結果、工事用道路工を追加する。  
現地調査の結果、覆工板を溶接して一体化し、振動によるクラックが入らないようにする必要が生じたため、仮橋・仮桟橋工を追加する。
11. 標識工  
関係機関協議の結果、標識を設置する必要が生じたため、小型標識工、大型標識工、運搬処理工を追加する。
12. 共通仮設費  
仮設工の増工に伴い、運搬費を増工する。
13. 工期  
工期については、31日間延長して令和7年6月30日までとする。